

中岡崎駅バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）第26条第1項に規定する協議会として、中岡崎駅バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、中岡崎駅バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡崎市長又はその指名する者
- (2) 関係する施設設置管理者
- (3) 公安委員会の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 高齢者団体及び障がい者団体の代表者
- (6) 中部運輸局長又はその指名する者
- (7) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
- (8) 愛知県西三河建設事務所長又はその指名する者
- (9) 関係する公共交通事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長は、相互にその職を兼ねることはできない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

- 3 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、会議に出席した委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認める場合には、非公開で行うものとする。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者に、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

(会議の特例)

第6条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面等により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、会議に代えることができる。

- (1) 至急の協議が必要で会議を開催する時間の余裕がない場合
- (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
- (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- (4) その他会長が必要と認める場合

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡崎市総合政策部地域創生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。